

令和7年度自治体職員用パソコン共同調達仕様書

1. 共同調達の目的

佐賀県ICT推進機構が令和7年度に職員業務用パソコン調達を予定する佐賀県内の市町を対象に、共同調達形式による調達を希望する市町を取りまとめ、共同調達を実施することにより、参加市町においてスケールメリットによる歳出削減及び職員の事務負担軽減を図る。

2. 共同調達の概要

共同調達の対象は、佐賀県内4市町の職員業務用パソコンとし、型式はデスクトップ型、ノート型パソコンとする。

3. 共同調達の範囲

(1) 本共同調達に係るパソコン納入の仕様及び数量等は、以下及び別紙・各市町の調達仕様書に示すとおりとする。

ア. パソコン筐体

イ. OS（インストール済）

ウ. 各市町が本共同調達仕様書により、別途指定するソフトウェア類

エ. 各市町が本共同調達仕様書により、別途指定する周辺機器類

- ・別紙1：令和7年度伊万里市職員用パソコン調達仕様書
- ・別紙2：令和7年度小城市（市長部局）職員用パソコン調達仕様書
- ・別紙3：令和7年度小城市（教育委員会）職員用パソコン調達仕様書
- ・別紙4：令和7年度大町町職員用パソコン調達仕様書
- ・別紙5：令和7年度太良町職員用パソコン調達仕様書

なお、各市町がそれぞれに運用・保守を実施している各基幹業務システム及び庁内ネットワークに係る部分については、本共同調達の対象外とする。

(2) 初期設定作業、パソコン修理等の範囲については本共同調達の対象外とするが、別途必要に応じて各市町と協議のうえ、対応すること。

4. 契約の方法

佐賀県ICT推進機構を調達窓口とする枠組で実施することとし、各市町の調達責任者が、佐賀県ICT推進機構会長に入札事務を委任し、入札結果に基づき、各市町がそれぞれ落札事業者とパソコンの調達に関する契約を締結するものとする。

5. 基本要件

(1) 落札者は、パソコンの納入に当たっては、各市町と調整のうえ、実施すること。

(2) 各市町へ納入するパソコンについては、それぞれ3に示す要件に適合したものであり、かつ、「国による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠したものであること。

なお、落札者は、各仕様書に規定する事項又は解釈に疑義のある事項については、各市町の担当者の指示又は承認を受けること。

(3) 落札者は、納入するパソコンの全てについて、構成上必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらず、全て納入すること。

(4) 各市町へ納入するパソコンに関する初期設定作業及び各市町の庁舎、出先機関、学校等への配布・展開は、本共同調達の範囲外とするが、市町側から有償によるこれら作業部分に係る協議、相談等があった場合は、誠意をもってこれに対応すること。

(5) ソフトウェアライセンス購入については、各市町名義による購入とすること。

(6) 本共同調達に係るパソコンについては、中古品又はリユース品は認めない。

(7) 落札者は、保証期間内において各市町へ納入したパソコンに故障、不具合等が発生した場合は、修理等の対応を行う。

この場合において、受付、パソコンの受け取りから修理完了、返却までの間の代替機の準備等については、別途各市町との契約により定めるところとする。

(8) 納入日から1年間は、瑕疵担保期間とする。

(9) 落札者は、本共同調達の実施に当たり、各市町と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成のうえ、当該市町にそのつど提出し、内容の確認を得ること。

6. 納入場所

各市町が別途指定する場所とし、原則、1市町当たり1箇所とする。

7. 納入期限

各市町における納入期限は、以下のとおりとする。

市町名	パソコン納入期限
伊万里市	マイナンバー系：令和7年8月29日（金） LGWAN系：令和7年10月31日（金）
小城市	市長部局：令和7年8月29日（金） 教育委員会：令和7年6月30日（月）
大町町	令和7年12月26日（金）
太良町	令和7年7月31日（木）

(1) 落札者は、納入完了までの詳細なスケジュール表を各市町に提出し、それぞれ承認を得ること。

(2) 落札者は、各市町の納入期限を遵守するとともに、各市町との打合せ、報告等を主体的に行うこと。

8. 納入、検品及び現地調整

- (1) 納入場所への搬入に関する費用は、落札者において負担すること。
- (2) 納入場所への搬入については、各市町と協議のうえ、当該市町職員等の日常業務に支障のないよう配慮のうえ日時を決定し、実施すること。
- (3) 落札者は、各市町への納入場所において担当職員の立ち合いのもと、検品及び確認を受けること。

また、納入するパソコンについて、各市町から納入期限前に実機による機能審査を求められた場合は、これに応じること。

- (4) その他、輸送、納入、検品等の詳細に関しては、各市町及び落札者間において協議のうえ決定すること。

9. 機密保持、情報セキュリティに関する責任、法令等の遵守等

- (1) 知的財産権等の帰属については、別途締結する各市町との契約書による。
- (2) 機密保持

ア. 落札者は、本共同調達に係る作業を実施するに当たり、佐賀県 I C T 推進機構又は各市町から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で使用してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する情報については、除くものとする。

- ・ 取得した時点において、既に公知であるもの
- ・ 取得後において、落札者の責によらず公知となったもの
- ・ 法令等に基づき開示されるもの
- ・ 佐賀県 I C T 推進機構又は各市町から秘密でないと指定されたもの
- ・ 第三者への開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に佐賀県 I C T 推進機構又は各市町と協議のうえ、承認を得たもの

イ. 落札者は、佐賀県 I C T 推進機構又は各市町の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製してはならない。

ウ. 落札者は、本共同調達に係る業務に関与した落札者の所属要員が異動した後においても、機密が保持されるための措置を講じるものとする。

エ. 落札者は、本共同調達に係る検収後、落札者の事業所内部に保有・保管されている本共同調達に係る佐賀県 I C T 推進機構及び各市町に関する情報について、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、佐賀県 I C T 推進機構又は各市町から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に返却するものとする。

- (3) 情報セキュリティポリシー等の遵守

ア. 落札者は、各市町が別に定める「情報セキュリティ基本方針」等を遵守すること。

イ. 落札者は、個人情報の扱いについて、各市町が別に定める規程等を遵守すること。

- (4) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

ア．落札者は、各市町が定めるセキュリティポリシー等に従い、落札者の組織全体のセキュリティを確保するとともに、各市町から求められた本共同調達に係る業務の実施における情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

イ．落札者は、各市町の個人情報保護のための体制を整備すること。

(5) 法令等の遵守

ア．落札者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ．落札者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び落札者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

10. その他

(1) 落札者は、納入、検品等において発生した廃棄物について、落札者の責において適正に処分すること。

(2) 落札者は、契約書及び各市町の仕様書に明記されていない事項において必要とする物品、作業等がある場合は、事前に当該市町と協議のうえ定め、落札者の責において実施すること。

(3) パソコン納入業者（落札者）の体制

ア．落札者は、本共同調達の責任者として、業務全体を十分に管理できる者を主たる担当者としてこと。また、本共同調達の遂行に関する実施体制を各市町へ報告すること。

イ．落札者は、本共同調達の遂行に当たり、外部組織、協力会社等が存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統等を明確にすること。

ウ．落札者は、本共同調達を完了させることが可能な能力及び人員をチームとして計画、編成すること。

エ．落札者は、通常及び緊急時において迅速な連絡を可能とすること。また、問題等発生時の対応体制を明確にし、各市町へ提示すること。

(4) 業務に伴う経費

ア．本共同調達に必要な道具類、各種媒体、事務用品等の調達並びに通信費、交通費等については、落札者の負担とする。

イ．パソコンの納入、検品等において必要な作業場所の確保、作業に係る電気料金等は、各市町の提供、負担とする。